

さくらの花 満開!
城山公園から法勝寺方面を望む

西伯町・会見町合併協議会
協議会だより

きずな

両町のきずなを大切に、みんなで合併を進めよう!

15号

2004年 4月



両町議会が合併関係議案を議決

第二十四回協議会開催

三月三十日(火)午後一時より、会見町役場会議室において、第二十四回協議会が開催されました。

十六年度予算額は、

一三、四〇二千円

平成十六年度合併協議会予算は今年九月三十日までの期間で、会議録作成委託料・合併支援業務委託料・広報紙印刷費等を見込み、総額一三、四〇二



千円となる予算案を提案をし、これを承認しました。

南部町役場の位置を定める条例案を確認

地方自治法の規程に基づく事務所として町長の執務場所となる法勝寺庁舎を位置付けると共に、法勝寺庁舎・天萬庁舎を南部町役場の庁舎とする条例案が確認されました。

また、公告の位置についても、現在の両町役場敷地内の掲示場とすることを決定しました。

両町議長が合併関係議案議決を報告

会見町議会では三月二十五日、西伯町議会においては三月二十六日に、それぞれ各町の廃置分合等の合併関係四議案の議決経過が報告されました。

四月一日付けで合併申請

西伯郡西伯町及び同郡会見町の廃置分合について、両町議会の議決書及び会議録の写し・合併協定書などを添付し、四月一日付けで県知事に申請しました。

今後、県議会の議決を経て総務省へ届出が行われます。総務省の告示によ

り、今年十月一日の南部町誕生が確定します。

循環バス三台は、日本宝くじ協会補助で購入

八月一日からの運行を予定している西伯町・会見町内の循環バス三台の車両購入費について、財団法人日本宝くじ協会より、補助金三八、一〇〇千円の内示がありました。これにより、循環バス運行に係る各町負担額を大幅に減額することができます。

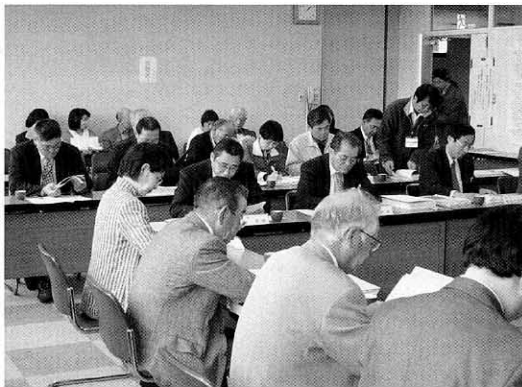


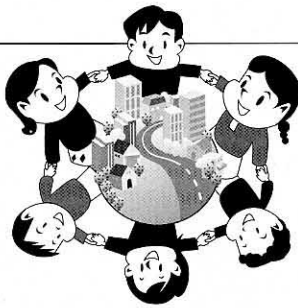
協議会は傍聴できます

合併協議会は毎月開催しています。会議は公開を原則としており、どなたでも傍聴できます。当日会場入り口において、会議開始時刻までに受付を行ってください。ただし、会場の都合により入場の人数を制限することがあります。

協議会開催予定

第二十六回協議会
五月十九日(水)
午後一時三十分から
会見町役場二階会議室





合併主要項目の調整が終了

昨年一月十四日に合併協議会を設立し、第一回協議会から各項目を協議してきました。

今年二月二十五日開催の第二十三回協議会で、すべての主要項目について協議を終了し、下記のとおり調整方針を決定しました。

新町発足後は、この調整方針に基づいて、行政運営を行うこととなります。

協議項目	最終協議日	調整内容
1. 合併の方式	第1回協議会	西伯町・会見町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。
2. 合併の期日	第2回協議会	平成16年10月1日とする。
3. 新町の名称	第17回協議会	「南部町」とする。
4. 新町の事務所の位置	第21回協議会	新町の事務所は、法勝寺庁舎、天萬庁舎とする。
5. 新町建設計画	第23回協議会	まちづくり委員会を住民から募り、まちづくり委員の意見を聞いて作成する。 (平成16年2月13日付で県協議、2月23日付で承認通知)
6. 財産の取扱い	第23回協議会	新町に引き継ぐ。
7. 議会議員の定数及び任期	第2回協議会	議員定数16名。新町発足後50日以内に設置選挙。特例は適用しない。
8. 農業委員会委員の定数及び任期	第16回協議会	合併時の委員を平成17年7月19日まで在任させる。合併後の最初の選挙による委員は18人とし、旧町の地域を選挙区として、西伯10人、会見8人とする。 2回目以降の選挙による委員の取扱いは、新町において調整する。
9. 特別職の身分の取扱い	第2回協議会	収入役を設置せず、助役が収入役を兼ねる。
10. 一般職の身分の取扱い	第23回協議会	合併特例法の規定により、両町の一般職の職員の身分は保証する。
11. 条例、規則等の取扱い	第14回協議会	内容に応じて順次施行する。
12. 事務組織及び機構	第21回協議会	南部町発足時には、法勝寺庁舎に59名、天萬庁舎に43名、保育園等に78名を配置する。
13. 広域連合等の取扱い	第23回協議会	広域連合・一部事務組合は現行どおりとする。
14. 地方税	第8回協議会	住民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税は税率が同じであり、新町でも同様の取扱いを継続する。 納期等は、平成17年度から統一する。
15. 使用料、手数料	第20回協議会	手数料については、両町同じものは両町の例に、いずれかのみが定めているものはその町の例による。
16. 補助金、交付金	第23回協議会	目的・効果を総合的に勘案し、公共的必要性・有効性・公平性の観点から見直しを行う。
17. 字名の取扱い	第4回協議会	現在両町で重複する大字名がなく、現在の大字名をそのまま引き継ぐ。また地名表記は字名の前に大字を入れない会見町方式を用いる。
18. 公共的団体の取扱い	第23回協議会	共通している団体は、原則として発足時に統合する。発足時に統合できないものは、可能な限り早期に統合する。
19. 慣行の取扱い	第5回協議会	新町において調整する。現在定められている名誉町民については、合併後も顕彰する。
20. 国民健康保険事業の取扱い	第20回協議会	税率は、平成17年度から統一する。 納期は、平成17年度から10回とする。
21. 介護保険事業の取扱い	第9回協議会	引き続き南部箕蚊屋広域連合で事務を行う。
22. 消防団の取扱い	第16回協議会	8分団に再編する。
23. その他事務事業	第23回協議会	それぞれの事業ごとに調整方針を決定。

両町社協が合併契約調印式を挙

三月二十四日（水）午前十時から会見町総合福祉センター「いこい荘」において、西伯・会見両町社会福祉協議会の合併契約調印式が挙行されました。

西伯・会見両町長、鳥取県社会福祉協議会会長西原昌彦氏を来賓に、また、両町長は立会人として署名もされ、総勢七十名の出席による調印式となりました。

社協の合併期日は、平成十六年十月一日

西伯・会見両町が十月一日に合併し南部町になることに伴い、両町社会福祉協議会も同日を合併期日とし、名称を社会福祉法人南部町社会福祉協議会とする。西伯町・会見町に支所を設置し、「しあわせ」「いこい荘」等の施設を継続して受託管理するなど調印を行いました。



“合併をチャンスに”

西伯・会見社協合併協議会
事務局長 岡部誠一郎



調印式すべてが初めての事で、印刷物一つにも悩みました。また、限られた人員の中で準備を行い、リハーサルも前日にやっと間に合ったという状況でしたが、無事調印式を終えることができました。

これからの社協は、合併をチャンスとして西伯町・会見町のいいところを伸ばしたいと思います。

地域福祉推進の中核となり、介護等の不足部分を補う役目、また、異世代交流・地域で子供育てを行うなど住民参画・住民主導での活動のコーディネーター役を担ってまいります。

地域福祉活動計画を策定し、将来的には事業の専門職員を配置し、社協の事業効果・町への貢献をアピールすると共に、社協を変革させていきたいと思ひます。
(敬称略)



西伯町・会見町合併まであと150日

平成16年5月4日で、合併まであと**150日**となります。

みなさまの、ご支援をよろしくお願ひします。



西伯町・会見町合併協議会だより きずな 2004年4月 15号

発行：西伯町・会見町合併協議会 (TEL 48-3375 FAX 48-3376) 編集：西伯町・会見町合併協議会事務局

ホームページ：<http://www.saihaku.net/aimi/>

E-mail：otayori@sanmedia.or.jp

西伯町 8,168人 (男3,908人 女4,260人) 会見町 4,156人 (男1,964人 女2,192人) 平成16年3月31日現在